

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	深谷市 都市整備部 建築住宅課	TEL	(代)048-571-1211/(直)048-574-6655
		〒366-8501	FAX	048-571-1092
		深谷市仲町11番1号	E-mail	kentiku@city.fukaya.saitama.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県熊谷建築安全センター	TEL	048-533-8776
		〒360-0841	FAX	048-533-1631
		熊谷市新堀500	E-mail	k338776@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	深谷市 都市整備部 都市計画課	TEL	(直)048-574-6653
		〒366-8501	FAX	048-571-1092
		深谷市仲町11番1号	E-mail	toshi@city.fukaya.saitama.jp
3	消防法	深谷市消防本部	TEL	048-571-0119
		〒366-0029	FAX	
		深谷市上敷免858	E-mail	
4	道路 河川	熊谷県土整備事務所	TEL	048-533-8778
		〒360-0841	FAX	048-530-1270
		熊谷市新堀500	E-mail	
		深谷市 都市整備部 道路管理課	TEL	048-574-6651
		〒366-8501	FAX	048-574-6670
		深谷市仲町11番1号	E-mail	

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ① 建築基準法第6条第1項第4号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
 - ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例） ・ 深谷市建築基準法施行細則 ・ 深谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深谷市開発許可等の基準に関する条例・施行規則 ・ 深谷市開発行為等指導要綱・施行基準
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深谷市レンガのまちづくり条例・規則（都市計画課） ・ 深谷市における私道等の寄附受入れに関する要綱（道路管理課）

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅱ（※）またはⅢ（※）都市計画区域外（建築物の高さ13m以下の場合を除く）
3	基準風速（Vo）	30m/秒
4	庁舎所在地の緯度経度	深谷市 東経139° 16′ 53″ 北緯 36° 11′ 51″ 標高 37.4m
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：深谷市都市計画課

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域（防火・準防火地域除く）、非線引き区域で用途地域の定めのある地域											
2	建築基準法第49条に基づく特別用途地区	根拠条例	深谷市特別工業地区条例										
		問い合わせ	深谷市 都市計画課（048-574-6654）										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th colspan="2">主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別工業地区（準工業地域）</td> <td colspan="2">特別工業地区内の建築制限</td> </tr> <tr> <td>特別工業地区（第1種住居地域）</td> <td colspan="2">特別工業地区内の建築物の制限の緩和</td> </tr> </tbody> </table>			区域	主な締結事項		特別工業地区（準工業地域）	特別工業地区内の建築制限		特別工業地区（第1種住居地域）	特別工業地区内の建築物の制限の緩和	
区域	主な締結事項												
特別工業地区（準工業地域）	特別工業地区内の建築制限												
特別工業地区（第1種住居地域）	特別工業地区内の建築物の制限の緩和												
3	建築基準法第57条の5に基づく高層住居誘導地区	問い合わせ	深谷市 都市計画課（048-574-6654）										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>				種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし		
種類	適用区域	建蔽率の最高限度											
なし	なし	なし											
4	建築基準法第58条に基づく高度地区	問い合わせ	深谷市 都市計画課（048-574-6654）										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>				種類	適用区域	高さの最高限度	なし	なし	なし		
種類	適用区域	高さの最高限度											
なし	なし	なし											

深谷市

埼玉県熊谷建築安全センター（R4.3現在）

（限定特定行政庁／平成6年4月1日～）

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<p>問い合わせ 深谷市 都市計画課 (048-574-6654)</p> <table border="1" data-bbox="432 230 1374 495"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>敷地面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th colspan="2">壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<p>問い合わせ 深谷市 都市計画課 (048-574-6654)</p> <table border="1" data-bbox="432 618 1374 882"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 深谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 問い合わせ 深谷市 建築住宅課 (048-574-6655) 都市計画課(048-574-6654)</p> <table border="1" data-bbox="432 1050 1374 1350"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡里地区</td> <td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限</td> </tr> <tr> <td>榛沢西部地区</td> <td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限</td> </tr> <tr> <td>花園IC拠点地区</td> <td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	岡里地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限	榛沢西部地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限	花園IC拠点地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限						
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
岡里地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限															
榛沢西部地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限															
花園IC拠点地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<p>根拠条例 問い合わせ 深谷市 建築住宅課 (048-574-6655)</p> <table border="1" data-bbox="432 1518 1374 1608"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1" data-bbox="432 1659 1374 1832"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑ヶ丘54外</td> <td>市営住宅</td> <td>共同住宅</td> </tr> <tr> <td>宿根600</td> <td>市営住宅</td> <td>共同住宅</td> </tr> <tr> <td>東方字杉町1737の一部外</td> <td>-</td> <td>共同住宅</td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	緑ヶ丘54外	市営住宅	共同住宅	宿根600	市営住宅	共同住宅	東方字杉町1737の一部外	-	共同住宅		
地名地番	団地名	備考														
緑ヶ丘54外	市営住宅	共同住宅														
宿根600	市営住宅	共同住宅														
東方字杉町1737の一部外	-	共同住宅														
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	<p>1.深谷市ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ</p> <p>域指定の関係図書は、熊谷県土整備事務所及び深谷市総務防災課にて縦覧できます。</p>														
		<p>問い合わせ 深谷市 都市計画課 (048-574-6654)</p>														

深谷市

埼玉県熊谷建築安全センター（R4.3現在）

（限定特定行政庁／平成6年4月1日～）

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画 （建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	地区計画		地区整備計画で定める主な事項		
		武川中央地区		最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限		
		川本中央地区		建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限		
		小前田駅北西部地区		最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限		
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 深谷市 都市計画課（048-574-6654）				
		区域		主な締結事項		
		なし		なし		
13	都市計画区域 編入時期	深谷市	（旧岡部町）	（旧川本町）	（旧花園町）	都市計画図
		昭和25年10月28日	昭和38年10月9日	昭和45年10月9日	昭和60年7月23日	
14	省エネルギー基準地 域区分	問い合わせ 深谷市 建築住宅課（048-574-6655）				
		市町村名		地域区分		
		深谷市		6地域		

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則 第60条の規定に基づく適合証明 必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 1,000㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 全面積
		都市計画区域（非線引き区域）	開発区域の敷地面積 3,000㎡以上
		都市計画区域外	開発区域の敷地面積 10,000㎡以上

6. その他の届出等

届出等		対象		時期	提出先
1	高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
		建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物			
2	建築物省エネ法	届出	床面積が300㎡以上の住宅	工事着工の21日前まで （※4）	※1
		適合性判定申請	床面積が300㎡以上の建築物(非住宅)	工事着手前（※3）	熊谷建築安全センター 又は 登録省エネ判定機関
		認定申請	誘導基準（容積率特例）認定又は基準適合（表示）認定を希望する場合	認定種別や特例の時期等により異なる	※1

深谷市

埼玉県熊谷建築安全センター（R4.3現在）

（限定特定行政庁／平成6年4月1日～）

3	建築物環境配慮制度 （CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物	工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合	工事着工の30日前まで	深谷市建築住宅課 （経由のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか	工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は 熊谷建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合	工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合	工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等	工事着工の30日前まで	深谷市都市計画課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合	工事着工の前まで	深谷市都市計画課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等	確認申請の前まで	深谷市建築住宅課 （経由のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上	確認申請の前まで	北部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物	建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	深谷市建築住宅課 （経由のみ）

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物：熊谷建築安全センター

建築基準法第6条第1項第4号の建築物：深谷市 建築住宅課

※2 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物：埼玉県 建築安全課（TEL 048-830-5519）

建築基準法第6条第1項第4号の建築物：深谷市 建築住宅課

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 民間審査機関による評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。）を提出する場合は3日前まで。